

経営者保証

に関するご案内

当協会では、中小企業の皆さまの思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継等を応援するため、経営者保証を不要とする借入の支援を行っています。

支援には次の三類型をご用意しています。詳細は裏面をご参照ください。



**金融機関
連携型**

**財務
要件型**

**担保
充足型**

ご利用には審査が必要です。
まずは、お気軽にご相談ください。

保証について

担当地区 川崎、幸、中原区
企業支援部企業支援課
044-211-0501

担当地区 高津、宮前、多摩、麻生区
企業支援部北支所企業支援課
044-850-0055

経営支援について

担当地区 市内全区
企業支援部経営支援推進課
044-211-0504



川崎市信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

<http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

当協会は、保証時に次の三類型について経営者保証を不要とする取扱いを行っています

金融機関連携型

経営者保証に関するガイドラインに定める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」等が図られている（もしくはは努めている）法人で、次の要件を満たす場合、経営者保証を不要とした取扱いが可能です。

■要件

- (1) 直近の決算期において債務超過でない
- (2) 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (3) 経営者保証を不要とし、かつ担保等の提供がないプロパー融資残高がある

財務要件型

次の要件を満たし、「財務要件型無保証人保証制度」(*)を利用することで経営者保証を不要とした取扱いが可能です。

■要件

直近決算において次の基準1～3のうちいずれかに該当する中小企業

(①の要件を満たし、②又は③のいずれかを満たし、かつ④又は⑤のいずれかを満たす法人)

	指標	基準1	基準2	基準3
①	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インフレ・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

※ 「財務要件型無保証人保証制度」の概要については、当協会ホームページをご覧ください。

担保充足型

次の要件を満たす法人の場合、経営者保証を不要とした取扱いが可能です。

■要件

申込企業又は代表者本人（実質経営者含む）が所有する不動産について担保提供があり十分な保全が図られている

■期中における取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、上記三類型のいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、金融機関連携型の要件に該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

※ 経営者保証の解除をご検討の際は、事前のご相談が必要です。

■事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資について、原則として後継者（新経営者）の保証追加は行いません。

ただし、事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者の保証解除を希望し、既往の保証付融資に事故又は延滞がなく約定償還が見込まれる場合、条件変更により原則として後継者（新経営者）の保証を追加し、前経営者の保証を解除します。

※融資に関しましては、金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。